

いであります。イントラネットを利用しながら遠隔会議というんでしょうか、それぞれの支所にいながら会議を持つなどということも可能になりますから、いわゆる移動しないでそういうことも、情報交換できるということ。

それからもう一つは、住民の皆さんが町有施設を利用されるときに、システムを利用して施設の利用申請などもできるということも可能になります。ただ、きのう御質問ありましたように、まだきちっとした利用が難しいようでありますので、今後利用の促進、方法について、勉強して町民の皆さんにも利用していただくということにしていきたいと思います。

○議長（米木正二君） 以上をもちまして、31番高橋源吉君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告16番、3番木村慶喜君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔3番 木村慶喜君 登壇〕

○3番（木村慶喜君） あと、残すところ2人でございますので、私の一般質問を御清聴していただきたいと思います。

私は、町道西町線の側溝の改修についてを町長にお伺いしたいと思います。

このことにつきましては、平成14年5月に地域の方々から要望書がございまして、それを我々土木総務常任委員会に付託されまして、これはやはり改修すべきだということで取り上げたわけでございます。そのことに基きまして、平成16年1月ですか、町の方で事業に入ったわけでございますが、その間、時間的な関係で明許繰り越しになりまして平成16年5月に完成しました。

その距離は121メートル、金額にして1,300万円ほどでございますが、この改修によって、あの街路が大変立派になって地域の方々の生活にも潤いが出たように我々は聞いております。そのことに対して、住民の方々は、それ以降です。それから、旧営林署の角までだと約500メートルほどございますが、その事業を早く進めてもらいたいということでございますが、これまた年次によって事業がなされるものであろうというふうに私は思っております。そのことに対して、町長にお伺いしたいと思います。

それで、その角の営林署を約4,200万円ほどで町で買い上げたわけでございますが、その目的はこの角のところのクランクですね、あれを少し整備して道路の改修をしようということで、営林署を買い取った目的だったと思います。

そうしますと、そのクランクのところに2軒ほどの家がございまして。その2軒を移動して、あの部分に手を加えればすばらしい道路になるのかなと思いますが、この線は西町沖線と申しまして、その角を曲がったところに油屋さんがございまして。その油屋さんのところまでがこの線の名称でございまして、一番最初の121メートルの始まりは、町の中央にあります花楽小路です。その外れから、私の書き方があれですけども、「石屋さん」と書いております。これは町長に聞くんですから、町長は石屋さんと言えどどこだとすぐ

わかるわけでございますけれども、わからない方が、けさですか、「木村さん、石屋さんてどこのことだ」と聞かれましたので、それは花楽小路の外れのところにあった石屋さんのことを私は指しているわけです。それから、そこを延びていきまして「斎林さん」となっていますけれども、その先 121メートルの先に、皆さん承知のとおり十字路がございまして信号機があります。そこまでが 121メートルで事業が完成したところでございます。すばらしい道路になりました。皆さんごらんのとおりでございます。

それで、先ほど申し上げたとおり、それ以降の約 500メートルほどの道路を改修してこのクランクをどのようにすれば一番、町民の方々、そしてまたお客さんの通る道にして便利がいいのかなということを常々に、私も合併当時からあのクランクについては心配していた経緯がございましたので、このたび合併したことによって財政の余裕とは申しませんけれども、その財政によって直してもらえば大変幸いだと思っております。

町長は、そのクランクをどのような方法でやっていくのが道路の一番本命でございますので、これからやっていただきたい。

それからその先、要するに中新田三本木線の終わりまで、これは並柳でございます。そこまでの側溝を直して街（まち）、要するに町（ちょう）でなくて街（まち）の方にお客さんをお呼び込むのにはどうしても玄関をきれいした街路にしなければならないいんではなかろうかなというふうに私は思います。そう思うので、どうしても入り口からずっと通して側溝を直してもらい、そしてまたお客さんに快く町の中に来ていただいて、現在の町の中はドーナツ型でございますから、それによって店屋さんがなくなり、そしてまた家なくなっていくことが寂しいことに対するカンフル剤として、その町の中を活用しまして町の力をつけていけば、私は一挙手であって、すばらしい力がつくというふうに考えております。

それなどで、これからの道路の改修等々について、町長の所見をお伺いしたいと思います。以上でございます。

○議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

○町長（星 明朗君） 3番木村議員から西町沖線の改良について御質問をいただきました。

既に地域の住民の皆さんから旧中新田町時代の常任委員会あてに請願・要望書が出され、調査採択をしていただいたところでありまして、今、御質問の中でもありましたように斎林商店さんまでの側溝、両面の側溝です、両側の側溝が改修をされまして、非常に歩行者にとって安全に改良なされたわけであります。

御質問にあります旧営林署周辺のクランクの改良であります。営林署跡地をお譲りを受けた大きな目的の中には、あのクランクの大変狭い道幅を広げるという予定がありまして買い求めをしたところでもあります。現在は、五十嵐床屋さんも含めて、隅切りも含めると2軒、道路改良してかかっていくのかなと思

ますが、具体的にはまだ設計測量等を行っておりませんので、今年度準備をしながら17年度に調査測量と地権者の皆さんへの説明を開始をしたいと考えてございます。

また、継続事業としての側溝改良は、17年度も進めてまいりたいと思います。

西町沖線としては、先ほど御意見がありましたように、いわゆるあそこのクランクを曲がってガソリンスタンドさんまでのところでありますが、そこから南側についても継続事業として、時間がかかると思いますが、続けて事業を行ってまいりたいと思うところであります。

多額の費用を要することでありますので、年次計画で対応してまいりたいと思うところでありますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（米木正二君） 3番。

○3番（木村慶喜君） 町長の答弁でよろしゅうございますけれども、どうしても並柳三本木線と並柳の中間の側溝が悪くて、このことについても写真をつけて再三再四質問をした経緯がございます。

そういうことで、当時、昭和33年あたり、町の中の水路というものは石垣で全部積んでおった、おわかりのとおりだと思いますが、その石垣を改修して現在の側溝にする場合に、民家の負担もあって少しずつやったために、どうも水路の高低があってスムーズに流れないということ。そういうことのために悪臭が町の中に漂う原因になったんであろうなとは思っております。そうですから、余り刻んで物をつくった場合に、今はすばらしい測量によってそういうことはないでしょうけれども、やはり何回もやっているうちに高低の差が出てきて、そこに污泥がたまる、その要因にもなってくるわけでございます。

そういうことでございますので、並柳からその油屋さんのところまでは一気にやっていかないと、あそこにかんがい用水の水路も一緒に走っている場所でございますので、その辺とにらみ合わせて早急にそれも実現していただきたい、そう思いますので。

それから、並柳の方の道路の道幅は、現在の南町の方よりもちょっと広うございますから、その辺の活用です。要するに、歩道と、それから車線等々の関係にきちんとめり張りをつければ、すばらしいきれいな、町に入ってくる入り口ができるのかなというふうに、私なりに思っておりますので、その辺ひとつもう一回町長の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） まさに御意見のとおりだと思います。

一つの道路を改良する際には、真ん中から両方に進めることと、どちらか一方から進めていくということがあります。町の中心部に近い方から今回改良を進めたということもありますし、西町沖線という観点から15年度事業施行した部分であるということでございます。

また、それ以南についても、先ほど申し上げましたように、でもちょっと距離が長いので、単年度でとい

うのはなかなか難しいと思いますが、御指摘にありましたように、いわゆる旧営林署跡地から北部よりも道路が広がっておりますので、歩道の整備とあわせて改良できますので、その分は大変いい道路になるのかなということ。

それから、側溝もあわせて改修をいたしますから、いわゆる環境衛生上も、それから防火用水、そういうことの観点からも大変有効な手段であろうと思います。ただし、少し時間がかかるということは御理解をいただきたい。スタートいたしましたので、先ほどの 347 でないんでありますが、逐次改良を進めてまいりたいと思います。御理解いただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 3 番。

○3 番（木村慶喜君） 課長にお伺いしますけれども、平成15年の事業の中で、受け取ったこの書類もございますけれども、入札した方の事業所と、それから施工した事業所が全然違ってあったわけでございます。

そのことについては、要するにその受け取った会社でなくて別な会社がああ事業の施工をなさって完成したようですが、繰越明許費等々の関係もございますので、やはり受け取った会社が最後までに仕上げるのが妥当であろうと私は思ったものですから。平成16年の事業をする場合に、その轍を踏まないように、これは要望して私の質問を終わります。

○議長（米木正二君） 要望ですね。（「はい」の声あり）答弁は要らないのね。（「いいです」の声あり）

以上をもちまして、3 番木村慶喜君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。2 時10 分まで休憩します。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 2 時 1 1 分 再開

○議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

先ほどの 3 番議員の最後の質問に対して、建設課長より答弁をいたさせます。建設課長。

○建設課長（板垣政義君） 先ほど、丸投げという話が出たわけでございますが、その件につきましては、建設課の方に一部下請の承認願が出ておりまして、その承認願のもとにうちの方では現場管理をしまして完成させたというふうなことでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（米木正二君） 以上で 3 番の質問に対しての答弁を終わりたいと思います。

次に、通告17番、43番伊藤貴康君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔43番 伊藤貴康君 登壇〕

○43番（伊藤貴康君） 私の質問に対して、2番議員と15番議員の質問の中で既に町長が私の質問に回答したような感じがいたしますが、質問をいたします。

内容は、これからの農政のあり方について町長に伺うものであります。

食糧の自給率低下による危機をどう考えているのか。増産と販売体制の確立を農家や農業者団体のみならず行政が率先して示していかなければならないことを踏まえてお聞きいたします。

鎖国をしていた江戸時代は100%の自給率でしたが、2002年度の日本の食糧自給品目は一つもありません。60%の人に食べさせられない状況になっています。にもかかわらず、家庭やスーパーなどから捨てられる食べ残しは1,600万トンに上ると言われています。

平成10年度に食料・農業・農村問題基本調査会が報告した内容は、現在そのまま耕地面積が減少し、食糧輸入が完全にストップするなどの最悪のケースを想定すると、2010年には1日当たりの供給熱量は1,440キロカロリーとなります。肉類の供給は現在の1割、牛乳・乳製品は約半分となり、穀物相場も数倍上昇すると首相に諮問をしています。

以後、国は一転して国の役割を明記したこれまでの食糧法を改正して、地方公共団体を追加しました。これで、加美町も食糧危機に備えて環境づくりに一躍を担うことになります。

産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、集荷円滑化対策、担い手経営安定対策など駆使をして加美町農業は地産地消にとどまらず、食の安全、売れる物づくり、自給自足拡大に最大限の農地を提供していかなければなりません。従来の農業が根本から改正されたことによって、農家の方々の戸惑いは隠し切れません。

さらに、問題の一つが67年ぶりに改正された卸売市場法です。市場は、全国に2,800所ありますが、今生き残りをかけた戦いが既に始まっています。市場は、品物を生産者から預かって手数料をもうけとして運営をしていますが、2009年度より手数料が自由化されます。これが実施されると、市場はもうけを出すために高く売れるもの以外は受け取りを拒否してくる可能性があります。生産者のほとんどが個人農家ですから、このままではまとまった数量、しかも品質のよいものだけを市場に出すことは大変難しくなってきます。

高齢で、しかも小規模農家は、生産活動を放棄する危険性があります。市場が品物をたくさん集めるために手数料を乱高下すれば競争はますます激化して市場数は今の半分になるだろうという予測があります。結果的には、生鮮品の物流が地域によって遮断してしまう事態が生じてきます。

そうした中で、力を蓄えてきているのが市場を通さない一部の量販店です。2009年度以降は、量販店が食糧流通を把握し価格決定力を得るようになってくると思われます。量販店は、今以上に利益を出すため、海外から安い生鮮食品を大量に輸入することは目に見えています。

加美町水田農業ビジョンづくりは、需要に応じた生産性を自力で、販売不可能な分は市場に焦点を合わせている嫌いがあります。これでは、改革実行過程において大幅な計画変更をしなければなりません。小規

模・中規模農家が生産したものを販売できる体制づくりが必要です。担い手育成による大規模な経営は、自給率を高めるために重要ですが、多品目を生産することを苦手といたします。庭先でいろいろな野菜、さまざまな加工品をつくれる小中規模の農家の方が消費者の要求に対応できる能力があります。つくったものを売るのではなくて、求めているものをつくる方法でなければ、これからの農業は輸入品に対向することができません。

日本で政府ガードした食品は、ネギとシイタケとイグサしかありません。よいものだけが売れるのではなくて、安いものも大量にスーパーマーケットには出回ります。異常気象、国際情勢の不安によって輸入量は一定しません。穀倉地帯である我が町は、いつかやってくるだろう食べられない事態に備えていく必要があります。食に対する意識の改革、改善が飢餓を防ぎます。町長の考えを伺います。

○議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

○町長（星 明朗君） 伊藤議員には、食糧増産と販売体制の確立という御質問であります。近未来に食糧危機がやってくるという、少し長期的な視野に立った、いわゆる自給率の増加と増産ということに視点を置いた御質問だというふうに理解をいたしております。

前段でも答弁で申し上げた経緯がございますが、我が国では今、米を主体とした農業になっているわけでありまして、米だけが余りのような状態になってございます。いわゆる新食糧法基本計画によりますと、平成22年までに穀物の、エネルギー自給換算で45%に引き上げる目標を設定してあるようであります。これは、いわゆるここ10年くらいでしょうか、という範囲であります。長期的に見れば人口爆発が起こり、御意見にありましたように地球規模で、いわゆる耕地面積が砂漠化をすることによって必ずや食糧危機が来るだろうということでもあります。

反面、我が国の人口は減り続けまして、少なくとも農業生産地帯では担い手がどんどん減っていくという少子化の波と一極集中、都市部の人口集中によって生産がおぼつかない、耕作放棄地が出てくることが予測をされています。しかし、現状で見ますと、加美町の食糧自給率は362%あるそうであります。

何としても、カロリーベースであります。これを引き下げないような生産体制をつくっていかねばならない。しかし、このカロリーベースの362%というのは米を主体としたものであると思います。野菜そのほか、人口の割合には300%台になっているわけですが、先進諸国あるいは東南アジアで人口爆発が起きれば自国での消費がどんどんふえてまいりまして、いわゆる輸出に回らなくなることがもう既に明らかになってございます。

先日も申し上げました、台湾でのマグロの消費量が、もう既に逆転をしております。従来は20%台のマグロの消費量で我が国に7割、8割近く輸出をしておったのが、マグロのおいしさに目が覚めたのか、消費が

70%、80%で、2割くらいしか輸出できないという現状であります。そのほか、よく言われること、七味唐辛子の分まで輸入に頼っている我が国のそういう体制は、近未来に必ず破綻をするということでもあります。そのようなことを踏まえたときに、やはり米から別の作物、穀物類に転換をし、そしていわゆる耕作放棄地をできるだけ抑えて、そして担い手のない、耕作者のない農地は担い手や認定農業者等々に集約をしながら、その優良農地の維持補完ということに努めていかないと、我が町も食糧危機に見舞われる。恐らく孫かひ孫の代だと思いますが、そういう時代が必ず来るのではないかということでもあります。しかし現時点では、御指摘にあったように卸売市場法が改正になり、その手数料の自由化等々になり、あるいは安全で安心な食糧、穀物類が市場に流通をする、あるいは価格面での競争ということになりますと、いわゆる将来とは裏腹の面の販売の難しさが出てくることはもちろん明らかであります。

当面の課題としては、たびたび申し上げておりますように、水田農業ビジョンに沿った食糧生産ということに主眼を置いて努力をしなければならないというふうに思います。

具体的な例を挙げますと、お米の数量配分がなされましたけれども目標に達しなかった、復田ができなかったということがありますが、まず未利用地も含めた農地の有効活用と農事法人の組織も含めた担い手の育成が非常に重要になってくるだろうということでもあります。

それから、食物残渣というお話がありました。大量に買って、そして大量に残渣、食べ残しをし、それを焼却に回す。そのことによってお金がかかって大気汚染につながるというようなことを戒めなければならない。そのような観点から、消費面からの食生活を見直して、いわゆる食育の推進、これは子供たちから我々成人に至るまで、そういう教育も推進をしていかなければならないだろうということでもあります。

最終的には、生産者である農家の皆さんと生産者が一体となってこの地域の作物をどうすべきか、あるいは販売体制まで視野に入れるならば、いわゆる大手販売業者あるいはJAも組み入れた中で生産体制あるいは集落農業の進め方等々について真剣になって議論していかなければならない時代の到来であろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、水田農業ビジョン、強力に推し進めながら将来を見越した対策を立てていくということが重要であると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 43番。

○43番（伊藤貴康君） 生産するという前提よりも、今の農業の現状は、まず販売体制が整っていないと、何をどのようにしていくのか農家の方は大変戸惑うと思うんです。

町長は、販売体制、加美町でできる販売体制をまずどのように考えているのか、もう少し具体的にお願いいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 大変申しわけありません。答弁漏れがございました。

販売体制について、行政も強力に後押しをすべきだという質問をいただきました。まさにそのとおりであります。

現在の形としては、ＪＡを通して経済連に出荷ということであります。いわゆる生産して、ＪＡを通して経済連に丸投げのような形でございます。少々安くても全量引き受けをいただくということに今はシステム上なっております。よく言われることではありますが、農家の皆さんは生産のプロでありますけれども、販売はまさに全く素人である。経済連等々に、あるいは卸売業者さんに頼り切っているということであります。それが、近年、徐々に改良されまして、いわゆる産直という形でのあらわれとか、あるいは小野田地区では土産センター、山の幸センターを通じてさんちゃん会という農事法人を組織して販売体制を確立をしたということではありますが、出荷量についてはそう多くはないわけでありますから、当面は経済連を通しての販売になろうかと思いますが、先ほど来議論されておりますように、いわゆる直販施設、産直施設の整備、これは中新田地区・宮崎地区、場所の選定も含めて必要であろうと。そうして、これも議論されたところでありますが、組織の構築といえますか販売組織、生産組織、供給組織をつくって、そしてお引き受けをしながら直接消費者に販売できるようにということがこれからの大きな課題だと思いますし、行政としても後押しをしてまいりたい。

場合によっては、いわゆる都市間交流のあるところもありますし、宮崎東京町人会あるいは東京葉菜会などの組織もありますから、そういう方々と連絡をとりながら、アンテナショップといえますか、そこまできなくとも、管理経費が非常にかかりますからどなたかに代表になっていただいていわゆる生協組織みたいなものをつくって、消費者に直接、グループごとにお送りをするというようなことも、これから考えていかなければならない。そのような、私は考えでございます。

いずれにしろ、関係機関とひざを突き合わせて今後の方針を早急に諮りながら、いわゆる販売施設の建設も含めた検討も必要だと思ってございます。

○議長（米木正二君） 43番。

○43番（伊藤貴康君） 土産センターとか山の幸センター、直販センターにかかわるような施設、あるいは今町長がおっしゃったような都市との交流の面で加美町の生鮮品を消費に向けるという話でございますが、これは日常的に通常消費者の手に渡らなければ、加美町の生産数を見ますと大変に消化できないのではないのかというふうに思うわけですが、この生産性の高さを消費者に十分に行き渡らせるための直販センター以外のもの、例えばファーマーズマーケットのような構想はお持ちではないのか。

そういう大規模な中農家あるいは小農家が生産したものを自由に直販できる、そういう直販センターとは違ったような施設を考えているのかどうか伺います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 具体的にはどのようなとか、ちょっと研究不足であります、なかなか大変なことではないのかなというふうに思います。

むしろ、現在ある大型店への集中的な出荷、あるいはネットワークをつくった出荷、そこには当然のことながら生産履歴もきちっとして、安全安心な作物であるということを確立をしないと産地間競争に勝てない。そして、価格競争も出てまいりますので、それら、生産者にとってはやはり全国ネットである大型店、量販店との契約といえますが、出荷契約、販売契約というものが一番早いのではないかなと思います。

行政がみずから入ってそういう販売施設をつくるとしても、それを全国何カ所もつくるというわけにもいきませんし、例えば仙台に1カ所つくったからといって、加美町の生産物を全量買い上げというまでにはいきませんので、そういう流通を考えた、全国シェアで考えていかなければならないだろうということだろうと思います。まだまだ検討の余地があると思いますけれども、一緒になって勉強してまいりたいと思います。

○議長（米木正二君） 以上をもちまして、43番伊藤貴康君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告18番、27番畠山こずゑさんの一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔27番 畠山こずゑ君 登壇〕

○27番（畠山こずゑ君） 一般質問、通告に従って質問させていただきます。

私は、第1点は環境問題、ポイ捨て禁止条例の件について、第2点、生活保護者の対策について、第3点、教育問題、この問題は特に命のとうとさについて質問したいと思います。

それでは、第1点、環境問題のポイ捨て禁止条例については、我が加美町としても環境美化として条例にも制定されておりますが、皆さんにわかりやすく、どなたでもポイ捨てはいけないんだよという感覚的な条例ができればいいなと思ひまして、質問させていただいております。

我が町は、美しい自然の中で次の世代のためにいい意味での環境をつくってあげたい。それは、私一人だけではなく加美町に住んでいる皆さんの願いでもあると思っております。この件について、美しくすばらしい自然を次の世代に残すために、身近な問題からいつでも町長は、常識とかモラル問題もおっしゃると思ひますけれども、それだけでは通れないものも問題があると思ひますので前向きなお考えをいただきたい。これ、1点でございます。

それから第2点、生活保護者の対策についてなんですが、このことについては人間はだれでもが幸せで健康で長生きで、ともに頑張って皆さんに世話にならないで生活をしたいというのが願ひだと思っております。でも、人間は、自分だけではない中で生活環境なり家庭の中でいろいろな弱者も出てくるのも事実でございます。その点を深めながら、その人たちがどんな方法で、生活保護を受けたり、心苦しく思っている方

も中にはおります。でも、体が弱い、手足が動けない、その状況の中で町の人たちに救われているんだよ、私、感謝していますよという声も聞いているのも事実でございます。その点の中で、本当にその方が適任者であるかどうかという、生活の保護を受けている方も時には耳にすることもございますので、その中身について、本当に適任者であるかどうかということをしかりと見詰めながら、加美町としてはどれだけの生活保護を受けている方がいらっしゃるのか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

それから第3点、教育問題。このことは、ショッキングな問題でございましたが、校舎内で子供同士が、女の子がカッターナイフで刺されて殺されるということは、皆さんマスコミを通じて、テレビを見て、新聞を見て本当にこんなことがあっていいのかなと思うことで大変ショックを受けました。皆さんもそのことで心が痛いと思っております。

14番も25番も環境問題で質問もしております。この問題についてもさっきの週五日制の問題で教育問題を取り上げておりますので、この点、町長と教育長のお話を伺いたいと思います。以上3点お願いいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

○町長（星 明朗君） 畠山こずゑ議員からは、大きな観点で三つ質問をちょうだいいたしました。

環境問題（ポイ捨て禁止条例）であります。御案内のとおり、我が町では平成15年4月1日、条例第146号によりまして加美町環境美化の促進に関する条例を制定をいただきました。この中には、町、住民が一体となって、これは事業者も含むわけですが、空き缶、空き瓶、紙屑、たばこの吸い殻などのごみの散乱を防止するということでありまして、第2条から第5条までは町民の皆さんの責務、事業者の責務、土地または建物の占有者等の責務、町の責務等がうたっておりますので、いわゆるこれはポイ捨て禁止条例の一種であると考えておりますので、この条例に沿った運動の展開が必要であろうというふうに考えてございます。しかし、いわゆるPR不足でありまして、町民の皆さんによく御理解をいただけるように、各戸配布も含めながら、あるいはポスター等も含めて町外からおいでになった旅行者の皆さんにもわかるような、今後対策、推進をしていって、きれいな町をつくってまいりたい努力をしていかなければならないと思います。

もちろん、家畜、ペットの糞の散乱防止等も当然この中に入っています。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

2番目、生活保護者対策についてであります。まず質問の第1点、生活保護率は何%で、他町と比較してどうかということでございます。また、不正受給はないかということでありますが、我が町の16年、今年4月1日現在の被保護世帯は85世帯、人数にして134人です。保護率は、0.47%であります。加美町での平成15年度のいわゆる生活保護受給申請件数は27件。そのうち保護採択決定になったのが21件、取り下

げ・却下件数が6件であります。この件数は、大崎管内では申請件数が最も多くて我が町がトップのよう
あります。管内では 514世帯 756人で、その中で加美町の割合が17.7%という割合になっているようでござ
います。

また、不正受給はないかということであります。よく、住民の皆さんから、生活保護を受けていらっしゃるのに何々していたとか、どういう生活をしていたという御意見があるのでありますが、いわゆる資産、年
金あるいは就労状況、収入の状況等は、福祉事務所と町が連携をして正確にその都度調査をいたしております
ので、不正受給はないということが断言できるというふうに思います。

それから、その中の2番目ではありますが、いわゆる被保護家庭の子供、小学生、中学生、高校生の対策と
いうことでありますが、被保護世帯の小学生、中学生については、教育扶助で支給をしております。高校生
については、対象外でありますので、その部分でボランティアが必要なのかなという御提言ではありますが、
とりわけ保護世帯の子供たちだけをどうこうというふうに取り扱いをするということは、かえって世間に、
あの子供は・この子供は保護世帯なんだよということを知らしめる原因となりますので、それはなかなかで
きないことではないのか。むしろ、学校単位で放課後の学習指導、これは教育長からもお答えあると思いま
すが、あるいは学習相談等々を各学校単位で実施をいたしておりますので、その中で支援、相談に乗ってい
くということだろうというふうに思います。

また、資金難、経済的な状況で進学を断念するというようなところについては、育英資金制度の活用があ
りますので大いにその活用を勧めてまいりたいと思っております。

それから、中学生が何人いるかという質問があったんでありますが、加美町内では3人いるという数字が
出てございます。

それから、最後の命のとうとさであります。大変ゆゆしき問題であります。長崎県の教育長の会見で本
当に苦悩の色がにじみ出ております。当該学校の校長先生、女性の校長先生であったようでありますが、ま
さにどう対応したらよいか途方に暮れているというのが現状であります。そして、その言葉に象徴的なこと
がありました。いわゆる「子供たちの心の中は一体どうなっているのか皆目検討がつかない」ということで
あります。ただ、後々の新聞報道、マスコミ報道でしかわからないんでありますが、ある程度の前兆とい
いますか子供たちにあったようでありまして、それらをどう周囲が発見をし、導いていくかということが本当
に大切なことなんだなというふうに思います。

現在のように、言葉と言葉で直接対話をしないで、いわゆるメールの交換でありますとか携帯電話での交
信あるいはパソコン上での交信という、何か温かみ、感情が直接伝わってこない、そういうところから原
因が出ているのだらうと思いますし、あるいは画面上で簡単に人をやっつけるといいますか、アニメの中で
そういうことも、何か痛みがわからないで人の命を絶つということの行動が衝動的に行われる一つの原因に

なのかなと。その原因というのは、少子化にあるのではないか。いわゆる隣近所で何人も一緒に遊んで、私たちの時代のように餓鬼大将がいて、そしてよそのグループが押しつけてきたときに一丸となって対抗するというような、そんなことが今はなくなって、けんかというか昔のけんかがない、そんなようなことが、身近に同級生、友達がいないというのも一つの原因なのかなというふうに思います。

いずれにしても、事が起きてからいつでも「大変なことになった、対策を」と言っているんですが、抜本的対策にはなっていない。そのことは、教育の専門家である教育長の答弁にお任せをすることにして、私はこの程度にとどめさせていただきたいと思います。以上であります。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） お答えします。

ただいま、質問の中で2点ほど、私にかかわっているわけですが、私が答弁しようと思った内容については、町長がおおむねお答えしたようで、大変今悩んでおります。

被保護家庭の子供、これの支援、援助のあり方についてですが、学校としてもそういった子供を分けて指導とか支援対策というものはとっておりません、どの子供も同じ考えのもとに取り組んでおります。

そういうことで、先ほど町長が話したとおり、小学生、中学生については、教育扶助ということで支援をしております。また、高校生については、同じように進学を含めて育英資金ということで支援活動をしているわけです。

そういった中で、学力面とかあるいは生活面でそれでは何が支援できるのかと申しますと、私ら小さいとき、私は特にそうだったんですけども、できない子供は居残りというものがありました、皆さんは経験ないと思うんですが。しかし、今はそういう言葉は使われておりません。「教育相談」という形、「学習相談」という形で、希望する子供、そういった子供に放課後残って先生方が勉強を教えるそういう手だてはどこの学校でもとっております。しかし、今どきの子供は放課後の時間も惜しんでいるわけです。習い事、塾、スポーツ、そういうことでなかなか集まって勉強に打ち込むということが非常に少ないということ、これが現状でございます。しかし、呼びかけは絶えず行って、あしたの宿題というか課題、そういったものにも手をつけながら学校では支援をしておるという現状でございます。

また、長崎県佐世保市で起きた事件、これは本当にあってはならない大きな事件で、年々低年齢化し大変心の痛い、そういう事件でございます。

大阪池田小学校で発生した外部からの侵入者、不審者に対する対応ということで、これも大きな問題として取り上げられ、各学校では、あるいは文部科学省なり県からの通知・通達を踏まえて各現場学校では取り組んでまいりました。したがって、不審者に対するマニュアルも全部の学校でできております、加美町では、1年間の教育課程という計画を立てますけれども、その教育計画の中に、火災の場合あるいは地震の場

合、不審者の場合、すべてのマニュアルはできております。しかし、今回のような場合、学校の中で、本来であれば一番安心な場所という家庭が学校かということだろうと思うんですけれども、そういった中で発生しております。給食準備中で起きているという報道でございますが、これは担任の先生も2名の児童がそこにいなかったという、目の通らない空白の時間帯だろうと思います。

そういったことで、こういった大きな事件が出ましたので、即文部科学省、そして県の通達・通知が私の方にも参りまして学校に即流しました。加美町としても、それぞれの学校に適した取り組みをするように指示してあります。したがって、13の小中学校では2日、3日、4日、発生してこの3日間でほとんどの学校が職員会議を開き、今までは不審者の方に頭が行っておったんですけれども、今回は校内でのこういう事件ですので、やはり前回もお答えしたと思うんですが、目配り・気配り・心配りという、これがやはり大切であるということを学校現場には伝えてあります。以上です。

○議長（米木正二君） 27番。

○27番（畠山こずゑ君） 町長初め教育長さんにお話しいただきましてありがとうございました。

でも、私は、まず第1点の方、町長にちょっとお聞きしたいんですが、もちろんこのように平成15年4月1日に条例第146号をつくっているのも事実でございますけれども、この内容を見ますと中身がずっと続いておりまして、なかなか読みにくいところと理解しにくいところといろいろあると思いますので、やはり町民がすぐ、ポイ捨てはいけないんだよという認識を高めるために、やってはいけないということを文書を幾らどういうふうに理解が、説明が大切なことがあってもわかりやすく、単純で、だれもが、子供も大人も、老人もわかりやすいそういう条例のあり方というものも必要ではないかなと思っております。

なぜならば、私も車で通りながら、袋に入れた食べ残しとかなんかが道路のわきにぼいぼいと、草むらに入っていたり、朝通るときなんか灰皿が道路にぼいと。どんな人が捨てたんだろうかなと思って、見えるときは、拾えるのは合うんですけれども、次、車が来るときは拾えないとか、そんな経験がございます。

それから、あるとき歩いていましたらちょっと、旧中新田町の川の流れているところなんです、あるおじいさんなんか一生懸命かがんで拾っている姿を見つけ、どうしたんですか、何か落とし物ですかと言ったら、「いや、違います。ごみがここにいつも投げられているから、私、拾っているんです」と腰を曲げながら拾っている姿を見たとき、ただそれだけでいいのかな、拾う人がいるから投げていいのかなという、そういう人間の大事な心のモラルも欠乏していることも事実でございます。ですから、だれかが掃除する、もちろんそういう姿を見て、親の姿を見て子は学ぶということも事実あります。でも、やはり、してはいけないことはいけないんだということを小さいときから、そして大人からお手本を見せてやるのも、加美町を美しくする基本になるんじゃないかなと、私なりに考えておりますので、条例のあり方のセッティングも考えていただいて、このポイ捨て条例を、だれでも身近なところからやっていただきたいなという私の願いでもあ

ります。このことについて、町長もう一度お話を伺いたいと。

それから、生活保護の件は納得いたしました。でも今、生活保護を受ける方も、若い人たちも保険料も納められない、そういう状況の中で倒産したとか、自分にいつ降りかかってくるかわからない現状がたくさんあるわけです。その中で、自分が保護をいただけないけれども、旦那さんが亡くなってしまって、病気になってしまって、相談に来る方もお見えになります。離婚した方が生活保護をいただかないと生活できないんだと。でも、年金の問題もあるし、私たちも減らされてくるし、年金で生きられるかどうか、とても世の中心配ですという、そういう不安もあることも事実でございます。

ですから、そのことを考えたとき、生活保護をただ与えるだけでなく、その人たちに生活できる境遇をつくってあげるということもまちづくりのあり方ではないかということを考えておりますので、その点も含めながらもう1点。

それから、教育問題なんですが、いろいろ新聞にもたくさん出ましたけれども、いろいろな角度から子供たちの、大人の責任、それから子供たちを本当に守ってあげられるかどうかということ。よその町で起きたから、我が町でなかったから、そんなこといいやではなくて、この問題、一つの問題はもう、いまだかつてない大事件でございます。

それから、裁判にしる何にしる、子供の児童家庭裁判にしても、何か外に隠れて表に出ない情報も伝えられない、対策ができないとかいろいろな難問点が言われております。

それから、子供たちが一番明るくていい子がそういうことをしたという結果が出ておりますので、だから判断するのも大変難しくなっているのも事実でございます。どうやったら子供の、そうすることはやはり家庭と学校と行政も、地域の皆さんも、いろいろな角度からチェックしてあげなければいけないのかなということも考えております。

だから、教育問題は、子供は次の財産でありますから、よりよい少子化に向かって、子供を大事にし過ぎてもいけないと思うけれども、けんかとか遊びができないということも事実ありますけれども。パソコンとかインターネット、5年生以上アンケートをとりましたら70%がもうインターネットを使えるという状況になっています。国の方でも来年度あたり、全国に全部インターネットを普及したいという、そういう考えもございますので、その取り扱い方、心の指導の問題、そういうことを家庭も一緒になって教えてあげなければ、この問題はなかなか解決できないのではないかと思いますけれども、その点、もう1点お話を伺いたいと思います。町長からお願いします。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） まず第1点、ポイ捨て禁止条例であります、平成15年4月1日に発効いたしました環境基本条例ですか、環境美化の促進に関する条例、内容はほぼ同じでありますので、それを説明するのに

ポイ捨て禁止条例と同じような内容なものであるということと、ダイジェスト版というかパンフレットのよ
うなものをつくるとか、あるいは広報版等々にこの町はこういう条例が施行されていますから、たばこ、ガ
ム、犬の糞、ペットの糞等々禁止ですということのPRを大いにしていける必要があるだろうということで、
担当課に努力をさせて、私たちも努力をしたいというふうに思います。

それから、生活保護世帯の援助のことではありますが、援助の手を差し伸べるということと、あとは子供た
ちの健全育成等々ということは、これは町の責務であります。ただ、保護を受けていらっしゃる方々、働き
たくとも働く場所がないとか、あるいは子供がいてというときには、一時預かりとか保育所入所とかも勧め
ながら、あるいはいわゆる母子寮、今は母子寮と言っていないのでありますが、入所のお勧めをして、寮自
体でお子さんの指導監督を行うとか、そういう側面的な援助も必要であろうというふうに思います。

生活保護世帯の場合には、医療費とかあるいは義務教育の就学援助費も該当する場合が多いのでありまし
て、そういう部分については規定の範囲内で援助を行えると思いますので、側面的な援助は町として行うこ
とはやぶさかでないと思います。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） お答えします。

命のとうとさという、心の問題ということなんですが、これは本当にその事件が発生しているいろいろな話題に
なって、総評論家時代の今ですから、いろいろな角度から御意見をいただくわけで、結論めいたものは当分
出てまいりません。

私も2日からの新聞切り抜き、全部とってみました。これだけの枚数になって報道なされているわけす
けれども、そういった中で、インターネット上でのトラブルというものがやはりここで焦点化されていると
思うんです。

学校では、そういったインターネットを大いに活用しておりますから、これの普及、これからも考えてい
ますから。したがって、1年生から中学3年まで、私たち教育委員会で押さえている面では、これは当然技
術操作的なものは、あるいは先行して教えていたと思います。技術指導です、まず。そういうことで取り組
んでまいりましたが、その中で、インターネット上で掲示板というんでしょうか、いろいろな書き込みがあ
ると思うんです。これは、ふだんグラウンドとか体育館で、あるいはふだんの遊びでトラブルが起きた場合
は、とっ組み合いというんでしょうか、けんかもあると思います、人間ですから。しかし、このインターネ
ット上ではそういったものがないわけです。どんな厳しい言葉でも書き込めるということ、これが今回の事
件だろうと思うんです。

ですから、昔からよく言われていますように、子供は家庭で育つと、学校で学ぶんだと、そして地域社会
で成長するんだということ。この原則は不易の部分だろうと思うんです、世の中いかに変わっても。

そうしますと、その学校でインターネットを使っても子供たちにどんどん活用の仕方を指導しますが、あるいはその書き込みの中で、活用の中で十分手が尽くされていない一面があったのかなと、そんなふうにも思っております。それらを総合的にこれから各学校で取り組んでいきますけれども、何せ今回の事件は余りにも大きな事件でありまして、ショックの方が非常に先んじています。このインターネット、家庭に入っているのは相当な数だと思うんですが、その中で反省しなければならないのは、ここ10年くらい前ですと、ほとんどが子供たち、テレビゲームで夢中になっていた時代があります。今は、親御さんが子供に対してインターネットを家庭に備えつけて、子供にそれを自由にさせているんです。しかし、その買い与えた親の3割は自分は使えないんです、子供任せなんです。子供は、学校で皆そういったものを習得します。しかし、親が買い与えて操作ができない。ここにも大きな問題があると思います。したがって、インターネットを活用する場合は、親と子が共有しなくてこの活用は有効活用に結びつかないと、そんな考えを持っています。

そういうことで、学校とか地域とかいろいろな言葉が出ますけれども、私はわかりやすく、その地域地域で生活している方々みんな子育てに参加することを希望したいと思います。以上です。

○議長（米木正二君） 以上をもちまして、27番畠山こずゑさんの一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、あすは午前10時30分まで本議場に御参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後3時03分 散会

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年6月17日

加美町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員